

名瀬中学校 いじめ防止基本方針

○ いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」 総則第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ問題への基本的な考え方

（1）基本理念

「いじめは名瀬中学校にもある」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を築き、毎日楽しく、安心して学校生活を送ることができるようにするために、「名瀬中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

（2）いじめの特質

- ① いじめはいつでもどこでも、誰にでも起こり得るものである。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われることが多い。
- ③ いじめは遊びやわるふざけを装って行われるなど、いじめと判断しにくい形で行われることがある。
- ④ いじめは複雑化・深刻化すると人の命に関わるものである。
- ⑤ いじめは、いじめられた側といじめた側の双方の心身のケアを要するものである。
- ⑥ いじめの解消は謝罪のみによらず、長期的な手立てと見守りを要するものである。

（3）いじめの種類

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他、上記の例に当てはまらない場合にも、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○ 未然防止への取組

（1）教職員の取組

- ・いじめ基本方針の共通理解と共通実践を図る。
- ・道徳や学級活動、各教科の授業や学校行事において生徒の居場所を作り、自己有用感や達成感を感じ

じさせる指導を工夫する。

(2) 生徒の取組

- ・温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりに努める。
- ・教育活動を通して、社会性や規範意識を醸成する。

(3) 保護者の取組

- ・PTA等の機会を利用した情報の共有を図る。
- ・家庭教育学級等や講演会を利用した学びの場の共有。
- ・登校指導等を通じた子供の見守り活動の実施。

○ 早期発見への取組

(1) 校内連携体制の充実

- ・日頃から細かな情報交換を心掛け、生徒のサインやいじめの予兆を見逃さない指導態勢を確立する。
- ・生徒指導委員会及び生徒指導報告による共通理解を図る。

(2) 人間関係の醸成と情報収集の徹底

- ・日常会話や溪流の志へのコメントなどを通じて、生徒との共感的な人間関係を醸成する。
- ・学校生活全体を通して、生徒一人ひとりのよさを認め合う指導に努める。
- ・定期的ないじめアンケートの実施。
- ・定期的な教育相談の実施。

○ 早期対応への取組

(1) 正確な情報収集

- ・被害生徒だけでなく、関係する生徒からの聞き取りを注意深く行い、矛盾のないように事実関係をつきあわせる。
- ・状況に応じて複数の教員で確認にあたることを心掛ける。
- ・情報提供者への配慮を怠ることなく事実確認にあたる。

(2) 対応態勢の確立

- ・管理職への報告を行う。
- ・生徒指導委員会での事実関係の報告を行い、指導方針を確認する。
- ・被害者の安全や保護を優先し指導方針を決定する。

(3) 組織的な指導

- ・被害生徒及び保護者に事実と今後の指導方針を伝え、支援を行う。
- ・加害生徒及び保護者に事実と今後の指導方針を伝え、支援を行う。
- ・状況に応じて関係機関との連携を図る。